

令和7年7月1日

公益社団法人山形県トラック協会
会長 熊澤 貞二 様

山形県警察本部
交通部交通規制課長
(公 印 省 略)

高さ4.1メートルの自動車が通行可能な道路の追加について（通知）

向暑の候、貴職におきましては益々御清勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より交通事故防止活動を始め、警察業務各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、山形県道路交通規則で定める、高さ4.1メートルの自動車が制限外積載の許可を受けることなく通行することが可能な道路については、これまでもお知らせしているところですが、この度、別紙の路線について支障ないものと認め、新たに5路線を追加し、令和7年7月1日から施行されます。

つきましては、貴協会の皆様に、変更内容を周知していただくとともに、引き続き、法令遵守・安全確保について特段の御配慮をお願い申し上げます。

(担当)

交通規制課交通規制係

電話 023(626)0110(内線5171)